

品質管理システム概要書(2021年8月31日現在)

監査事務所名 双研日栄監査法人

代表者名 山田浩一

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人では、「品質管理規程」において品質管理に関する適切な方針及び手続を定めており、品質管理担当責任者が、品質管理のシステム(不正リスクに関する品質管理を含む)の整備及び運用に関する責任を負い、理事長が品質管理に関する最終的な責任を負うこととしております。また、当監査法人では、理事長に対して、監査業務のあらゆる局面において監査業務の質を重視する姿勢及び行動を示すことを義務づけております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人では、品質管理担当責任者を不正リスクに関する品質管理の責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理の遵守

当監査法人では、職業倫理の遵守に関する方針及び手続にかかる規程として職業倫理に関する規程を定め、すべての専門要員に対して、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動等の職業倫理を遵守するように義務づけております。

(2) 独立性の保持

当監査法人では、すべての専門要員に対して、監査業務の実施にあたって常に独立性の保持に努めるように義務づけております。また、監査法人・専門要員の独立性については、当監査法人が定める一定の様式により定期的又は必要に応じて、その確認を行っております。

(3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人では、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に基づいて、ローテーションの方針及び手続にかかる規程として業務執行及び審査に関する規程を定めております。当該規程において、監査責任者及び審査担当者に対し、公認会計士法に定める大会社等に該当する監査業務については、職業倫理に関する規定で定め

る一定期間のローテーションを義務づけております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人では、「品質管理規程」において監査契約の新規締結又は更新に関する方針及び手続を定めており、被監査会社に対する独立性、関与先の誠実性、業務を実施するための人的資源などを総合的に評価して、その評価結果をもとに理事会の承認をもって、監査契約の新規締結又は更新の可否を決定することとしております

【不正リスクへの対応】

当監査法人では、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価することとし、新規締結時及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員の教育・訓練は、当監査法人が定める教育研修に関する規程に従って、継続的専門研修制度への参加及び一定以上の履修単位の義務付け、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの実施などを行っております。また、採用、評価及び選任は、当監査法人が定める人事に関する規程に従って、専門要員の採用及び配属、カウンセリングの実施などを行っております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしております。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人では、監査業務に関する規程を定め、監査責任者の果たさなければならない指導、監督、査閲等の責任を明確にすることで監査法人及び個々の監査業務における品質を確保しております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人では、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、査閲を含め監査業務を監督する責任を負うこととしております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項の専門的な見解の問い合わせについては、当監査法人が定める監査業務に関する規程に従い、監査責任者は、弁護士等の専門家に対する問い合わせを行うこととしております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしております。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人では、審査に関する規程において監査業務にかかる審査の方針及び手続を定めており、監査責任者が審査資料を作成して審査担当者に提出し、その審査を受けなければならないこととしております。

また、審査担当者に対し、審査結果の記録及び保管を義務付けております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任する旨を定めており、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、理事会で審査を実施することとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の間合せの助言者との間、又は監査責任者と審査担当者との間で、監査上の判断に相違が生じた場合、監査業務に関する規程に従って解決することとしており、解決できない場合はすみやかに理事会において協議することとしております。当該協議により解決できない場合は、理事長は必要に応じて、理事会で決定した当監査法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の間合わせを行い、監査上の判断の相違を解決することとしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続については、監査調書管理に関する規程を定め、当監査法人が定める体系に従って監査ファイルを整理し、最終的な整理期限を監査報告書日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日）から60日以内としております。

また、監査調書に関しては、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保して、管理、保存及び廃棄を適切に行っております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人では、品質管理のシステムの監視のための機関として、品質管理部を設けております。

品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセスについては、「品質管理規程」に従って、日常的監視及び評価（定期的な検証を含む。）を行っており、定期的な検証についてはすべての監査責任者が3年に1回は選定されるよう計画し、実施しております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、該当する監査業務が当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

識別した不備については、当監査法人が定める「品質管理規程」に従って、品質管理部が影響を評価し、品質管理担当責任者が監査責任者等に適切な是正措置を伝達し、当該監査責任者等が是正措置を適時に実施することとしております。また、品質管理担当責任者に対しては、品質管理のシステムの監視の結果を年1回以上社員会で報告することを義務づけております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

不服と疑義の申立てについては、当監査法人が定める「品質管理規程」に従って行うこととしており、品質管理担当責任者が申立てを受け付けることとしております。また、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、内部通報制度を定めております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するため、当監査法人に寄せられた情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達し、監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、理事長に書面で報告することとしております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査事務所間の引継にかかる方針と手続は、当監査法人が定める「品質管理規程」に従って行うこととしており、監査基準委員会報告900「監査人の交代」等に準拠して行うこととしております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならないこととしております。

8. 共同監査の方針及び手続

共同監査は原則として行わない方針ですが、やむを得ない事情で共同監査を行う場合には、当該共同監査を行う他の監査事務所の品質管理システムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを確かめるとともに、共同監査に関する協定書を締結することとしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

合併等の組織再編を行った場合には、品質管理の方針及び手続についてはすみやかに統一することとしております。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。